

テールゲートリフター操作業務特別教育についてのご案内

荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務には特別教育の受講が必要となりました。（令和6年2月1日施行）

（安衛則第36条第5号の4及び規程第7条の4）

「テールゲートリフターの操作の業務」とは以下のものを含みます。

- ・テールゲートリフターの稼働スイッチを操作すること
- ・テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストストップバー等を操作すること
- ・昇降板の展開や格納の操作を行うこと 等テールゲートリフターを使用する業務

なお、荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務、貨物自動車以外の自動車等に設置されているテールゲートリフター、介護用の車両に設置されている車いすを対象とする装置等の操作の業務は含まれません。

また、「テールゲートリフターの操作の業務」を行わない者であっても、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に載せ、又は卸す等の作業を行う者には、できる限り当該教育を受けることが望ましいこととされています。

本講習では、テールゲートリフター操作業務特別教育の学科教育及び実技教育を実施します。修了者には「テールゲートリフター操作業務特別教育」の修了証を後日、交付いたします。

実施カリキュラム

科目	時間
テールゲートリフターに関する知識	1.5
テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0
関係法令	0.5
テールゲートリフターの操作の方法（実技）	2.0